

平成 28 年 4 月 18 日

郡市医師会学校保健担当理事 殿

公益社団法人富山県医師会
乳幼児・学校保健担当
副会長 村 上 美也子

学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について (情報提供)

標記について、日本医師会常任理事より別添のとおり情報提供がありましたので、送付いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会関係会員へ周知くださるようお願いいたします。

(地Ⅱ227)

平成28年3月23日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 道永麻里



学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について
(情報提供)

文部科学省は各都道府県教育委員会に対して学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について通知を行いました。今般、文部科学省より日本医師会にその旨連絡がありました。

文部科学省からの疑義照会に対する厚生労働省の回答によると、児童生徒等にてんかん発作が起こった場合に、生命の危険が生じる可能性もあるため、所定の条件を満たした場合に限って、教職員が本人に代わり坐薬挿入することは、医師法第17条に違反しないとしております。

各都道府県医師会におかれましては、貴会関係の郡市区医師会ならびに学校医に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

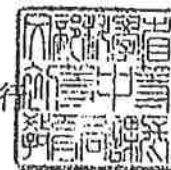
27 初健食第29号

平成28年2月1日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

和田 勝 行



医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

記

学校現場等で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

- ① 当該児童生徒及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。
 - ・ 学校においてやむを得ず坐薬を使用する必要性が認められる児童生徒であること
 - ・ 坐薬の使用の際の留意事項
- ② 当該児童生徒及びその保護者が、学校に対して、やむを得ない場合には当該児童生徒に坐薬を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けた坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。
- ③ 当該児童生徒を担当する教職員が、次の点に留意して坐薬を使用すること。
 - ・ 当該児童生徒がやむを得ず坐薬を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること

- ・ 坐薬の挿入の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること
 - ・ 衛生上の観点から、手袋を装着した上で坐薬を挿入すること
- ④ 当該児童生徒の保護者又は教職員は、坐薬を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関での受診をさせること。

(担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電話：03-5253-4111（内線：2976）



医政医発0224第2号
平成28年2月24日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について（回答）

平成28年2月1日付け27初健食第29号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校現場において児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。